

## TOPICS

## 新しい「金融商品取引法」について

平成 18 年 6 月、通常国会で金融商品取引法制を整備する法改正が成立し、平成 19 年 9 月 30 日に施行された。これにより、「証券取引法」等の種々の金融関連法が「金融商品取引法」に改正・統合され、また、同時に消費者保護を目的とする「金融商品販売法」が拡充された。

今回の法整備が行われた背景には、近年、金融・資本市場環境が大きく変化し、金融技術の進展により、既存の利用者保護法制の対象となっていない金融商品が出現していること、また、預貯金中心の日本の家計金融資産において「貯蓄から投資」が課題となっており、市場の公正性・透明性の向上が不可欠となっていること、さらには、グローバル化の進展で、国際市場としての日本市場の法制や市場インフラの整備が急務となっていることなどがあり、大きく様変わりすることとなった。

そこで、今回は、金融商品取引法について、次回（11月号）は金融商品販売法について概説する。

## 〔1〕新しい「金融商品取引法」の概要

## －証券取引法から金融商品取引法へ－

「金融商品取引法」の題名は「証券取引法」から改正されたもので、併せて、4つの法律を廃止し、また、84の法律を改正、その一部を統合した。

これにより、金融商品取引法制の横断化が図られ、投資者保護と市場整備を、より一層現実に取り組んだものとしている。

## &lt;廃止された法律&gt;

・金融先物取引法／外国証券業者に関する法律／有価証券に関する投資顧問業の規制等に関する法律／抵当証券業の規制等に関する法律

## &lt;改正された法律&gt;

・投資信託及び投資法人に関する法律／信託業法／金融商品販売法 他

## 金融商品取引法

## 〔2〕「金融商品取引法」の4つの柱

(1) 投資性の強い金融商品に対する横断的な投資者保護法制（いわゆる投資サービス法制）の構築

## &lt;改正の主要ポイント&gt;

## ■規制対象商品の拡大

金融技術の進展等を背景に、証券取引法等の利用者保護法制対象外の金融商品が出現し、利用者被害が生じていることから、既存の利用者保護法制の「すき間」を埋める観点から規制対象商品を

拡大した。

## &lt;有価証券の範囲の拡大&gt;

現行の、証券取引法の規制対象である「有価証券」の範囲を拡大し、信託受益権の全般を有価証券とみなし、また、いわゆる集団投資スキームの持分を包括的に有価証券と位置づけることとした。

※「集団投資スキーム」：他者から出資・拠出を受けて事業や投資を行い、その収益を出資者に分配する仕組み（集団投資スキーム）、いわゆるファンドや投資に関連した組合等に関する権利も包括的に有価証券と位置づけ、規制対象とする。

## &lt;規制対象となるデリバティブ取引の範囲の拡大&gt;

現行では、有価証券関連の「デリバティブ取引」のみが規制対象とされているが、新法では、金融先物取引法の対象である取引（外国為替証拠金取引など）をはじめ、通貨・金利スワップ取引など幅広い取引や様々な種類の取引を規制対象とする。

## ■規制対象業務の横断化

<販売・勧誘>：証券業／金融先物取引業／商品投資販売業／信託受益権販売業／集団投資スキーム持分の自己募集

<投資助言>：証券投資顧問業

<投資運用>：投資一任契約にかかる業務（投資顧問業）／投資信託委託業／投資法人資産運用業／集団投資スキーム持分の自己運用

<資産管理>：有価証券の保護預かり業務

金融商品取引業として「金融商品取引法」で規制

現行の縦割り業法を見直し、現行の証券業のほか幅広い業務を「金融商品取引業」と位置付け、登録制により横断的に規制することとした。

また、有価証券・デリバティブ取引「勧誘・販売」業務のほか、「投資助言」「投資運用」「顧客資産の管理」についても、登録制により横断的に規制。

また、集団投資スキーム持分等の販売・勧誘・投資運用についても規制対象であることを明確化した。

### ■業者が遵守すべき行為規制の整備

業者が有価証券・デリバティブ取引の販売・勧誘などを行う際の行為規制の厳格化。

#### ・標識の掲示義務

見やすい場所に標識掲示。

#### ・広告の規制

利益見込みについての事実と相違する表示、誤認を招く表示の禁止。

#### ・契約締結前の書面交付義務

損失発生のおそれについての詳細な記載。他

#### ・契約締結時の書面交付義務

#### ・各種禁止行為

虚偽の告知や断定的判断による勧誘の禁止／勧誘の要請をしていない顧客に対する訪問・電話による勧誘の禁止（当面は金融先物取引を対象とする）／契約を締結しない意志を表示した顧客への、勧誘の継続の禁止（当面は金融先物取引を対象とする） 他

#### ・損失補てんの禁止

#### ・適合性の原則

顧客の知識・経験・財産の状況、契約締結の目的に照らして不適當な勧誘を行い、投資者保護の観点を欠かかれないようにしなければならない。

### ■顧客の属性に応じた行為規制等の柔軟化

#### ー特定投資家（プロ）と一般投資家の区分ー

利用者保護を前提としつつ、リスク資金供給の円滑化も両立させる観点から、顧客が特定投資家の場合（プロ）へは、「契約締結前の書面交付義務」などの適用を除外する。

### ■投資性の強い預金・保険などに関する規制横断化

預金や保険については、「銀行法」「保険業法」で規制されるが、投資性の強い預金・保険は「金

融商品取引法」と同等の規制ルールが適用される。

#### 〈販売・勧誘〉業務〉

有価証券・デリバティブ取引の範囲を拡大することに伴い、金融先物取引業を統合するなど、規制対象業務（金融商品取引業）の範囲が横断化される。

また、集団投資スキームの持分等の自己募集について、新たに、規制対象業務と位置づけた。

#### 〈投資助言」「投資運用」「顧客資産の管理」業務〉

有価証券・デリバティブ取引に関する「販売・勧誘」のほか、「投資助言」「投資運用」「顧客資産の管理」についても、本来業務として規制される。

### （２）開示制度の拡充

#### ＜四半期開示の法制化＞

上場企業に対して、「四半期報告書」の提出を義務づけ、公認会計士・監査法人の監査対象とする。（虚偽記載は罰則・課徴金の対象）

#### ＜財務報告にかかる内部統制の強化＞

上場企業に対して、事業年度ごとに財務報告に関する内部統制の有効性を評価する「内部統制報告書」の提出を義務づけ、公認会計士・監査法人の監査対象とする。併せて、経営者の「確認書」の義務化。

#### ＜その他＞

わが国における企業の合併・買収件数の急増に伴い、多様化する公開買付制度の見直し、及び大量保有報告制度の見直しが行われた。

### （３）取引所の自主規制機能の強化

取引所の株式会社化の進展に伴い、「営利性」と取引所の公正性・透明性確保に向けた「自主規制業務」（上場・上場廃止に関する業務など）との間に生じる利益相反を防止するため、業務の外部委託や委員会設置を可能とする制度整備。

### （４）不正取引等への厳正な対応

不正取引やインサイダー取引などの違反行為に対し、懲役年限の長期化や罰金額の増額が図られた。

また、実際の取引を意図しない架空の注文を出し、盛んな売買に見せかけるいわゆる「見せ玉」に対する刑事罰・課徴金が強化・拡大された。